

貝塚市消防長告示第8号

貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号。以下「条例」という。）第45条第2項の規定に基づき、条例第45条第1項第1号の規定によるたき火の届出の対象となる期間及び区域を次のとおり指定する。

令和7年12月26日

貝塚市消防長

たき火の届出の対象となる期間及び区域を指定する件

- 1 たき火の届出の対象となる期間は、1月1日から5月31日までとする。
- 2 たき火の届出の対象となる区域にあつては、貝塚市森林整備計画の対象区域とする。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。